

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則の概要

平成22年10月
林 野 庁

1 趣旨

本省令は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）の施行に伴い、木材製造高度化計画の認定の申請手続等を定めるものである。

2 概要

（1）木材製造高度化計画の認定の申請及び変更の認定の申請（第1条及び第2条関係）

木材製造高度化計画の認定の申請及び変更の認定の申請の際に必要な申請書の様式及び添付書類を定める。

（2）木材製造高度化計画の軽微な変更（第3条関係）

法第11条第1項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更として、氏名及び住所の変更等を定める。

（3）国有試験研究施設の減額使用の手続（第4条関係）

国有の試験研究施設の減額使用に係る認定の申請手続（申請書の様式及び添付書類）及び認定手続（認定書の交付及びその様式）を定める。

3 施行期日

法の施行の日（平成22年10月1日）